案件名称

令和7年度 就学時健康診断器具滅菌 業務委託(此花区ほか4区)(概算契約)

仕 様 書

大阪市教育委員会事務局

仕様書

1 業務名称

令和7年度 就学時健康診断器具滅菌業務委託(此花区ほか4区)(概算契約)

2 履行期間

契約日~令和8年3月31日(火)

3 履行場所

本市指定場所 「実施校及び滅菌器具一覧」(別紙1)参照

4 滅菌器具及び予定数量

・耳 鏡:2,435 本 ・鼻 鏡:3,697 本 ・歯 鏡:7,080 本 ・舌圧子:2,146 本 上記、数量については、概算数量であり、本市の都合により増減することがある。

5 受注者の責務

- (1) 滅菌を実施する際には、業務責任者を配置し、その氏名を発注者に報告すること。
- (2) 発注者が必要と認めた場合は、立ち入り検査に応じること。
- (3) 受注者は、発注者の信用を失墜させる行為をしてはならない。

6 実施方法

(1) 健康診断器具の点検及び滅菌

受注者は、契約後、学校から回収した健康診断器具(以下「器具」という。)の安全性及び不具合等の点検を行った上で、高圧蒸気滅菌等必要な作業工程により滅菌すること。

(2) 納品

受注者は、学校から回収した器具を滅菌し、無菌状態で学校に納品すること。

(3) 回収及び納品日の日程調整

滅菌は、健診前滅菌と健診後滅菌のいずれか1回を学校が選択する。

基本的に健診前滅菌であれば健診実施日の7日以上前(土日祝日を含まない。)を回収希望日に、健診後滅菌であれば健診実施日より7日以内(土日祝日を含まない。)を回収希望日に設定する。契約後、「就学時健康診断 器具滅菌処理 日程・数量一覧表」(別紙2)を発注者が作成し、受注者へ電子メールにて通知する。

受注者は、健診前滅菌であれば健診実施日の2日以上前(土日祝日を含まない。)を納品日に、健診後滅菌であれば回収日より7日以内(土日祝日を含まない。)を納品日に設定した上で、一番早い回収日の2日前(土日祝日を含まない。)までに任意様式の一覧表をウィルスチェックのうえ、発注者へ電子メールにて提出すること。

発注者から各学校へ回収日及び納品日を通知し、日程に不都合がある場合には、各学校から又は 発注者を通して受注者宛てに連絡するので、受注者は健康診断が円滑に行えるよう最大限努力し て日程調整を行い、その変更結果を発注者へ報告する。

なお、上記の回収及び納品の期限については、納品先である学校が了承した場合は、この限りで

はない。

(4) 回収及び納品方法

回収及び納品時には、器具名・器具別数量等を明記した「受領書」及び「納品書」を各学校に 渡し、受領印またはサインを徴すること。

また、器具を入れた梱包に貼付及び梱包内に封入されている「就学時健康診断 健診器具 送付表」(別紙3)の記載内容と内容物の種類及び数量が合致しているかを、滅菌前かつ回収した翌日中(土日祝日は除く。)に必ず確認し、相違があればその時点で該当の学校へ連絡すること。

器具は、30 本以下の数量で滅菌パックし、専用ボックスに入れて配送すること。また、滅菌パックは二重にする等配送中に破損しないようにすること。

(5) 回収及び納品時間

各学校への回収及び納品は土日祝日を除く午前9時から午後4時までに行うこと。

7 器具の破損、滅失の報告

受注者は、回収、滅菌及び配送中に器具を破損、滅失した場合は、発注者並びに該当の学校に報告すること。明らかに受注者の責に帰すべき場合は、現物をもって補償すること。

8 消耗器材等

器具の回収、滅菌及び配送に必要な人員、器材、用紙等は全て受注者の負担とする。また、この業務について仕様書又は契約条項に明示されていない事項でも、受注業務の性質上当然必要なものは受注者の負担とする。

9 本契約における予定数量と支払いについて

契約時における予定数量については概数であり本市の都合により増減することがあるため、予定数量に器具ごとの単価を乗じ、消費税等相当額を加えた金額での概算契約とする。

業務完了後、実施数量に「内訳表」(別紙4)記載の器具ごとの単価を乗じ、消費税等相当額を加えた金額を確定金額とする。

「内訳表」(別紙4)単価等の記載については業者決定後に記載することとする。

10 報告書等の提出

(1)「受領書」「納品書」…回収及び納品時(各学校宛て)

配送について、運送業者を利用する場合、「受領書」は運送業者指定の伝票の控えに代えることができる。「納品書」は、運送業者を利用する場合であっても、受注者が作成すること。なお、「納品書」には少なくとも、納品先の学校名、納品日、器具名、器具別数量、受注者の所在地、名称、連絡先及び受取欄(または備考欄、余白)を設けること。

- (2)「器具の破損・滅失報告書」…器具の破損・滅失時(該当の学校及び発注者宛て) 様式は指定しないが学校名、納品日、器具名、器具別数量、受注者の所在地、名称、連絡先及 び備考欄を設けること。
- (3)「業務完了報告書」…業務完了時(発注者宛て)

受注者の所在地、名称、契約者名をもって業務が完了した旨を書面で報告すること。その書面には、回収日、納品日及び器具別数量を記載すること。

11 その他

- (1) 契約後の本仕様書の解釈については、発注者の解釈に従うこと。なお、この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方が協議して定める。
- (2) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。

12 問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 3 階 大阪市教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ 電話番号 06-6208-9141

番号	区	学校名	耳鏡	鼻鏡	歯鏡	舌圧子	合計
1	此花	西九条小学校	0	0	0	0	0
2	此花	四貫島小学校	0	0	0	0	0
3	此花	島屋小学校	50	117	210	100	477
4	此花	伝法小学校	0	93	220	0	313
5	此花	梅香小学校	0	0	0	0	0
6	此花	高見小学校	0	90	180	90	360
7	此花	酉島小学校	22	80	160	160	422
8	此花	春日出小学校	30	60	120	60	270
9	港	市岡小学校	28	60	120	0	208
10	港	磯路小学校	75	78	199	80	432
11	港	三先小学校	50	50	50	50	200
12	港	田中小学校	50	50	50	0	150
13	港	八幡屋小学校	50	50	100	0	200
14	港	波除小学校	0	0	160	0	160
15	港	築港小学校	50	50	100	0	200
16	港	南市岡小学校	49	70	140	70	329
17	港	港晴小学校	0	0	0	0	0
18	港	弁天小学校	23	80	200	0	303
19	港	池島小学校	0	0	0	0	0
20	西淀川	柏里小学校	32	50	100	50	232
21	西淀川	野里小学校	0	0	0	0	0
22	西淀川	姫里小学校	0	90	91	87	268
23	西淀川	姫島小学校	41	70	140	0	251
24	西淀川	福小学校	0	0	0	0	0
25	西淀川	大和田小学校	0	0	0	0	0
26	西淀川	川北小学校	70	70	70	71	281
27	西淀川	佃小学校	55	55	110	55	275
28	西淀川	香簑小学校	79	100	149	0	328
29	西淀川	歌島小学校	21	50	99	0	170
30	西淀川	出来島小学校	27	30	56	28	141
31	西淀川	佃西小学校	120	119	228	120	587

番号	区	学校名	耳鏡	鼻鏡	歯鏡	舌圧子	合計
32	西淀川	御幣島小学校	10	50	100	0	160
33	淀川	新東三国小学校	18	30	80	0	128
34	淀川	東三国小学校	0	0	0	0	0
35	淀川	北中島小学校	80	80	160	80	400
36	淀川	宮原小学校	100	101	200	0	401
37	淀川	西三国小学校	86	85	170	0	341
38	淀川	三国小学校	120	120	121	119	480
39	淀川	新高小学校	0	136	250	0	386
40	淀川	西中島小学校	30	30	60	30	150
41	淀川	木川小学校	0	0	130	0	130
42	淀川	木川南小学校	0	15	30	15	60
43	淀川	十三小学校	0	0	0	0	0
44	淀川	野中小学校	20	70	140	70	300
45	淀川	神津小学校	80	80	160	80	400
46	淀川	田川小学校	0	60	0	0	60
47	淀川	塚本小学校	89	88	97	70	344
48	淀川	三津屋小学校	0	170	350	0	520
49	淀川	加島小学校	0	80	160	80	320
50	東淀川	井高野小学校	70	0	141	0	211
51	東淀川	東井高野小学校	40	40	80	41	201
52	東淀川	大隅東小学校	50	50	50	50	200
53	東淀川	大隅西小学校	41	40	80	40	201
54	東淀川	小松小学校	0	0	0	0	0
55	東淀川	大桐小学校	50	120	239	120	529
56	東淀川	大道南小学校	60	60	120	60	300
57	東淀川	豊里小学校	135	135	270	0	540
58	東淀川	豊里南小学校	30	60	120	0	210
59	東淀川	豊新小学校	90	90	180	0	360
60	東淀川	新庄小学校	54	69	70	0	193
61	東淀川	下新庄小学校	75	81	150	75	381
62	東淀川	菅原小学校	100	100	200	101	501

番号	区	学校名	耳鏡	鼻鏡	歯鏡	舌圧子	合計
63	東淀川	東淡路小学校	60	70	70	69	269
64	東淀川	西淡路小学校	0	0	0	0	0
65	東淀川	啓発小学校	25	25	50	25	125
			2, 435	3, 697	7, 080	2, 146	15, 358

就学時健康診断 器具滅菌処理 日程・数量一覧表

行政区	学校名	健診予定日			b耳鏡	c鼻鏡	d歯鏡	e舌圧子	郵便番号		電話番号
北区	大阪小	×月×日	(●)	▲月▲日	××	××	××	××	5308201	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-9141
				26	7 4 '						

就学時健康診断 健診器具 送付表

○○会社 御中

学校名 【 担当者名・電話番号・行政区・市費学校コード 】

大阪市立大阪小学校 【 ○△ · 06-6208-9141 · 北区 · ×××××× 】

回収希望日	an	健診器具				
凹収布至口	二鏡	鼻鏡	歯鏡	舌圧子		
令和○年△月□日(×)	95 本	〇本	95 本	95 本		

切り取り線

就学時健康診断 健診器具 送付表

○○会社 御中

学校名 【 担当者名・電話番号・行政区・市費学校コード 】

大阪市立大阪小学校 【 OΔ • 06-6208-9141 • 北区 • ×××××× 】

回収希望		健診	器具	
四权和主	耳鏡	鼻鏡	歯鏡	舌圧子
令和○年△月□日(×)	95 本	O 本	95 本	95 本

内訳表

	単価 (税抜)	数量	単価(税抜)×数量
耳鏡	円	2, 435 本	円
鼻鏡	円	3,697本	円
歯鏡	円	7,080本	円
舌圧子	円	2, 146 本	円
業務委託料総	\$額(税抜)	円	
消費税及び地	也方消費税相当	円	
業務委託料総	8額(税込)	円	

[※]数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

[※]種類ごとの金額は、数量に単価を乗じて、算出すること、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委 託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 当該業務委託に係る部品の取替作業及び、機器調整
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に あたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者 の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者 からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という)から発注者及び再委託先等以外の第 三者に委託(以下「再々委託等」という)するにあたっては、業務の履行体制について書面によ り発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入 札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に 規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた 場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ない と発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したとき は、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、 又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはな らない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力 団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあ わせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- ・ 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
 - ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意の みで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認 すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティ の確保を徹底して適切に運用すること